

第29回柏市農業委員会総会議事録

1 平成29年10月10日(火)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長相模農夫男が招集した。

2 場所 柏市 本庁舎別館 4階 第5会議室 午後2時00分

3 出席した委員は次のとおりである。

1番	鈴木房夫	2番	伊原清
3番	秋谷幸男	4番	林伸司
5番	欠員	6番	浜島照雄
7番	鈴木勲	8番	染谷茂幸
10番	欠員	11番	欠員
12番	程田平	13番	渡部和子
14番	酒巻寿雄	15番	岡田英夫
16番	飯塚恒男	17番	相模農夫男
18番	染谷茂	19番	飯野文夫
20番	坂巻洋行	21番	遠藤秀生
22番	成嶋君美	23番	金子守孝
24番	谷田貝和代	25番	村越等
26番	山野辺守	27番	中台実
28番	増田直晴	29番	秋谷昌治

26名中25名出席 欠員3名

4 欠席した委員は次のとおりである。

9番 西川圭二

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 高橋一寛
副参事 寺嶋浩
副主幹 早崎秀隆
副主幹 堀江潔

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可
について

- 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 4号 農用地利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画案に係る意見について（その1～その4）
- 議案第 5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等利用状況の確認について

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
- (4) 利用権の中途解約に係る通知の確認について
- (5) 8月1日時点の農家基本台帳実態調査結果について

(午後2時00分開議)

議長 それでは、ただいまより第29回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、29名中25名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、日程1、議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 議長一任ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

秋谷幸男委員・林伸司委員，よろしく願いをいたします。

議長 次に，日程２，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

今月の担当は第４調査会であります。調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，伊原委員長，よろしく願いをいたします。

伊原委員長 今月当番の第４調査会です。よろしく願いします。

農地第４調査会は，去る１０月２日・３日，平成２９年度第６回農地調査会を実施しました。

最初に，事務局から今回の調査事案である農地法第３条１件，第５条１１件，主たる従事者証明１件について，概要説明及び事前調査の結果報告を受けました。

その後，今回の調査案件については，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，平成２９年６月に開催された第２５回総会の議案第１号から第３号の１３件の案件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

農地法第５条５番から１１番の鷺野谷の資材置き場及び農地造成については，他法令の関係で，まだ許可がおりておりません。これらの件については引き続きパトロールを行うことといたします。

そのほかは特に問題はありませんでした。

以上でございます。

議長 ご苦労さまでした。

それでは，日程３，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。高橋事務局長。

(議長の名で高橋事務局長が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を伊原委員長、お願いいたします。

伊原委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は2ページからになります。

本件は、大室在住の譲受人の方が、自作地からの移動時間も問題なく耕作できるため、松葉町在住の譲渡人の方は、高齢により農業経営を縮小するための、売買による所有権移転の許可申請であります。

申請地は、船戸山高野の畑1筆386㎡で、小松菜を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態につきましては、2人で従事し、耕作面積は68aです。

なお、譲受人は、先月9月の農業委員会総会において新規就農者として審議された方で、今回の申請地の一部には、ビニールハウスによる作業所を設置する予定です。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問ございませんか。

どうぞ、渡部委員。

渡部委員 9月、ちょっとお休みだったので、審査の内容がわからなかったのですがちょっと伺いたいですけれども、前の新規就農者の方のときも思ったんですけれども、作業所というのが非常に大事なんだな

ということを思いました。

それで、前回の9月のときには、作業所の設置というのは実際なかったのでしょうか。これは新規に作業所を設置するのか、前のときもあったけれども、改めて2個目の作業所の設置になるのでしょうか。

伊原委員長 これはそのときは、前回のときはなかったんですよね。前は畑だけを取得して、作業所の件は改めてという話だったんですよね。

渡部委員 これは、一部がビニールハウスの作業所で、ほかは耕作をされると思うんですけれども、やはり新規就農の方って、周りの農家の方の支援ですとか、販路がどうなのかということが非常に大事、成功させる上で大事じゃないかなと思います。

それで、9月にも恐らく審議されたんだと、やりとりあったんだと思うんですけれども、周りの農家経営者の方との協力関係ですとか、あと販路についても、よくお買い物なんか行くと、新規就農者の方の名前が書かれてある農作物なんかを見ると、頑張っているんだというのがすごく思うんですけれども、その点については、広げることで、さらにそういう販路を拡大するですとか、協力関係というのは本当に大事になっているんじゃないのかなと思いますけれども、そんなことはどんなふうに報告とか話し合いがなされたのかなって、ちょっと伺いたいと思います。

伊原委員長 これは本人が面接のときに来まして、機械自体がまだそろっていないんですよね。今後購入予定ということでした。それで2人で就農ということは、父親と2人で耕作すると。ただ、作業所としてはまだ、前回のときはわからなかったけれども、今回は新たにこれを買って、そこにトラクターとかいろいろ作業機械、そういうのを置いてそこでやるということをしていました。

渡部委員 わかりました。じゃ、具体的には、まだ作物をつくって実際に出荷しているというというのは、まだこれからという。

伊原委員長 まだ。その時点では、この前面接したときはまだその段階ではないということですね。

渡部委員 そうということですか。はい、わかりました。

議長 ほかに質問ございませんか。
鈴木委員。

鈴木（房）委員 先月新規就農した方が、すぐに農地を取得することはできるんですか。

事務局 農地法の中には、50a以上を所有または耕作する者としておりますので、前回までで65aぐらいを持っておりますので取得はできます。

鈴木（房）委員 逆に、農家として出ている。

事務局 そうです。

鈴木（房）委員 わかりました。

伊原委員長 前回の申請で、農家要件を満たしていると思います。

鈴木（房）委員 余りにも短い間で取得するから、要件があるのかなと思ひましてお聞きしました。

議長 ほかに。
林委員。

林委員 直接取得ということでもないんですけども、新規就農者ということでございまして、ちょっとそれに付随するということで、ちなみにこちらの方の農業年金の加入というのはどういう形でお聞きになっていらっしゃるのでしょうか。

伊原委員長 事務局，わかりますか。

事務局 すいません，ちょっと確認まではしていないんですけれども，今後，賃貸借等で行っておりますので，農業に定着すれば，また募集等をかけたいなと思います。

議長 林委員。

林委員 私ども，さまざまところで農業年金の加入を事務局さんのほうから要請をされているわけがございます。こういう新規就農者のお話があったときに，こういう制度もあるので，ぜひその後，就農された際にはこういったものにも加入していただきたいということを当初からお話ししておくことがよろしいんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

事務局 今のお話なんですけれども，最初の新規就農をした場合，収入に対しての後ろ盾がないものですから，ある程度の収入から出ないと年金も支払えないと思うものですから，やはりいきなりということはちょっと難しいと思いますが，ある程度経って農業経営が安定してから加入を呼びかけていきたいと思っております。

議長 ほかに質問ございませんか。

程田委員 この自作地というのは，どういうことでしょうか。この人の場合は借りていると思うんですが。

事務局 自作地の定義は，みずから耕作するという形となります。賃貸借であっても自分で耕作していれば自作地となります。イメージとしては，自分で所有しているものに対して自分が耕作するというのが自作地だと考えるのが分かりやすいと思います。今回は賃貸農地を耕作していることから，賃借による自作地とすると分かりやすいかもし

れませんが，自作地の定義からすると，自分で耕作していることには間違いのないことですから，賃貸農地を耕作している場合でも，自作地という考え方もできると思います。

議長 ほかに質問ございませんか。

ないようでしたら，1番を承認しますが，よろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長 それでは，議案第1号を採決いたします。

本案を原案どおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。高橋事務局長。

(議長の指名で高橋事務局長が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは，審議に入ります。

1番から10番までは一体の事業になりますので，一括して調査結果の報告を伊原委員長，お願いいたします。

伊原委員長 それでは，1番から10番についてご報告いたします。

調査会資料は4ページからになります。

本件は，使用貸借による権利の設定を伴う埋蔵文化財調査地としての一時転用の許可申請であります。

申請地は，大青田の畑11筆1万4,822.44㎡です。

市街化区域に近接し，10ha以上の集団的農地の区域でないことから第2種農地と判断しました。

譲受人は，不動産等を営む法人で，区画整理事業予定区域内の埋蔵文化財の発掘調査を行うため，一時的に農地を転用する計画に至ったものです。

申請地は，掘削する場所と掘削した土を仮置きする場所に分かれ，掘削の深さは約40cmから100cm。掘削した土は区域内に仮置きします。仮置きの際は，高さ150cm以下，そののり面も30度以下とします。そのほか，休憩所としての仮設テント，仮設トイレを設置する計画です。

被害防除対策につきましては，雨水は自然浸透，外周にはオレンジネットを設置して，土砂等の流出を防止します。

なお，発掘調査完了後は，仮置きした土を戻し，農地に復元します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め，第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番から10番について，何か質問ございませんか。

渡部委員。

渡部委員 工期は許可後1年というふうに掲載されています。これは発掘調査を行う工事が始まって，農地が転用されて，戻されて，それで次にまた復元されて，同じように農業を営むことができるまでの期間が1年ということなんですか。1年たったら，また同じように農業をできるということの，この1年なんですか。

議長 事務局。

事務局 現時点で、そのとおりです。完了予定1年間ということになっておりますので、1年間ということになります。

以上です。

渡部委員 土のことって、私も詳しくないんですけども、このような発掘調査だけではなくて、例えば大規模な下水道工事なんかやるときに、農地を一時的に借りて、工事のいろんな車両置き場とかの基地にして、それでまた復元するというのもよくあります。

それで、この調査をして、また復元されて、もともと同じように農地として活用するというのは何も問題ないんでしょうか。要するに、土が、ほかから入れかえの土が来るわけではないと思います。だけれども、一時的に掘削をして、また戻して、同じようにできるんでしょうか、普通。これまでもいろんな例があったかなと思うので、農業ってそういうものかなと、大丈夫かなと。その間のいろいろな四季の何かとか、いろいろ土っていると思うので、農地として特に今までも問題ないんでしょうか。ちょっと素朴に思いましたので、すいませんが、わかりましたら。

議長 事務局。

事務局 ただいまの質問なんですけれども、これ自体は、表土自体は最大の深さで1mくらいだと思うのですけれども、上の40cmくらいですと、ちょうど表層の土がそのまま土置き場に行って、この調査を行った後に埋め戻しますのです、比較的きれいになると思います。

それともう一点、ここに対してはまだ区画整理の事業認可がおりておりませんが、おりてしまえば、このような手続は一切必要なくなってしまうので、区画整理地内の中のやり方は、農地転用の関係の手続等は全くないです。

ということですので、今回の場合でいきますと1年間で戻るという形にしてありますので、1年後には肥料等を入れれば必ず耕作できると思われまます。

渡部委員 ここは以前、市場を移転する予定だった土地ではないかなと思いますけれども、全体の事業の内容というのはまだ確定していないのではないかと思います。

それで、ちょっと心配しますのは、現在、農家を営んでいる方とか遊休農地とか、区画整理として予定されている範囲の中にあるのではないかと思います。私ども、やはり反対なんだけれども、大規模に区画整理が行われてしまったら、もう幾ら一部が反対していてもしょうがないという、ちょっとそんな相談も、実はこの間ありました。

それで、農業委員会として、この開発の予定というのはまだ未定だと思いますけれども、ただ、その中で、例えば農業をずっと営んできた方が、農業をできなくなってしまう方がいるのか、あるいは遊休農地が存在するのか、農業経営の面から見て、個々がもし開発が行われることになったときの農業に対する影響というんでしょうか、そんなところは全体のあれがわかっていない時点では何とも言えないんですかね。ちょっと心配したものですから。

事務局 ご質問のとおりだと思うんですけども、我々のほうからすれば、今回申請に上がった部分について、農地として戻る、戻らないという考え方はいたしますけれども、全体的な区画整理関係に関しては、農地部分に対しては確かに意見等は述べられるとは思いますが、それ以外の雑種地、山林、農地以外の地目があった場合には、やはり事業化等を考えてくるものだと思っております。

農地に対してのいわゆる意見とかというものを、また面積的なものに関して担当課からまた意見が求められると思いますので、そのときにお話ができると思います。

中台委員 ちょっと聞きたいんですけども、埋蔵文化財の調査ですよ。これは地主さんが負担するんですよ。

議長 事務局。

事務局 今回で言えば、この譲受人の方、多分、事業者というんです

が、区画整理を行う事業者が行うと思います。

中台委員 地主さんじゃなくて。

事務局 今回はそうなります。

議長 だからイコール地主，本来であれば。自分たちが組織したものであれば，自分たちの中でそれは負担すると。

中台委員 だから埋蔵文化財がある土地というのは，意外といろいろな経費がかかるから大変ですよ。

議長 だから，結局そういう区画整理をして，それに途中に付加するという形になってくると思う。

中台委員 そうですね。結局，農地でやっている分には，埋蔵文化財は関係ないですね。

議長 埋蔵文化財を調査するということは，開発するから必要になってくるわけですから。

中台委員 基本手的に地主さんが間接的にということでしょうか。

議長 本来であればね，はい。

中台委員 わかりました。

議長 浜島委員。

浜島委員 市では負担は全然しないんですか，埋蔵文化財。

事務局 多分，市はやらないと思います。

浜島委員 以前はそういう予算はありましたよね。

事務局 それは公共用地に対応するものじゃないですかね。通常で言うと、こういう事業には多分出さないと思います。補助金は別ですけども、それ以外は出さないと思います。

程田委員 鈴木さんは農地の復元についてはどういうふうに聞いているのか。

鈴木（房）委員 先ほど渡部さんの言われたのとも関連あるんですけども、この前、地権者に対してのアンケート調査をやりました。その結果で言うと、これを農地として使うという人は1割いないという結果が出ていたんですよ。だから、今後農地として使うかどうかは難しいのではないですかね。

議長 農地として使うのに、開発行為は必要ないですからね。

埋蔵文化財の調査をするということは、何らかの開発行為を前提としていると思います。

ほかに質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声がありましたので、1番から10番を承認をいたします。

次の審議に入ります。

11番について、調査結果の報告を伊原委員長、お願いいたします。

伊原委員長 11番についてご報告いたします。

調査会資料は14ページからになります。

本件は、使用貸借による権利の設定を伴う専用住宅用地への転用の許可申請であります。

申請地は、豊四季の畑1筆297㎡です。

市街化区域に近接し、10ha以上の集团的農地の区域でないこと

から第2種農地と判断しました。

譲受人は、現在、子1人と祖父の家に同居していますが、日常生活に不便・不自由であるため、近くの祖父の土地に分家住宅を建築する計画に至ったものでございます。

建築内容は、木造2階建て、建築面積63.59㎡、延床面積77.83㎡で、駐車スペースを2台分を設けます。

被害防除対策につきましては、雨水は建物の周囲に雨水浸透ますを設置、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理した後に、蒸発散装置により処理します。隣接農地との間には土堰堤と、その内側に土側溝を設置して、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

11番について、何か質問はございませんか。

林委員。

林委員 こちらの上水は井戸を設置ということで、こちらに書いてあるんですが、これは建設するまでということですか。それとも、今後井戸が使われていくということですか。上水が入っていらっしやらないとか、そういうことですか。

伊原委員長 上水がないです。

林委員 入っていない。

伊原委員長 はい。

林委員 そうですか。
わかりました。

議長 ほかに質問ございませんか。
鈴木委員。

鈴木（房）委員 今回、井戸は掘るということなんですか。

伊原委員長 はい。

鈴木（房）委員 たしかこの場所は、8月の調査会でも出たんですよ。
ね。

伊原委員長 はい。

議長 そうですね。

鈴木（房）委員 そのときには実家から井戸はもらうということになっていましたので。

伊原委員長 今度はその間、1つ間を置いた手前ということですよ。
前回の件は、井戸を掘らずに本家のほうから水を借りる計画でした。

議長 質問がないようでしたら承認いたしますけれども、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長 なしという声がありましたので、11番を承認いたします。
議案第2号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。高橋事務局長。

(議長の指名で高橋事務局長が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を伊原委員長、お願いいたします。

伊原委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は18ページからになります。

本件は、高田在住の農家の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地を柏市へ買い取り申し出するための、農業の主たる従事者についての証明の申請であります。

申請地は、高田の畑2筆1, 383.91㎡です。

申出者の農業経営の実態につきましては、1人で従事し、耕作面積は23aです。

申請理由は、平成29年7月に農業経営に欠くことのできない申出者の夫が亡くなり、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第4調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について、何か質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、1 番を承認いたします。

議案第 3 号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画案に係る意見について(その 1～その 4)」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。高橋事務局長。

(議長の指名で高橋事務局長が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、議案第 4 号(その 1)につきましては、成嶋委員が農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に該当しますので除斥を求めます。

(成嶋委員退席)

議長 それでは、審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課。

農政課 それでは、ご説明いたします。

第 1 番から第 12 番まで、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。

千葉県園芸協会から賃借権及び使用貸借の設定を受ける者は、布施

在住の農業者で、弁天下の田25筆，畑2筆，合計面積9万582㎡に新規で賃借権及び使用貸借権を設定するもので，設定期間は10年です。

以上，計画要請の内容は，経営面積・従事日数など，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問ございませんか。

増田委員。

増田委員 貸付者と借受者の名前が一緒というのが，私，ちょっとわからないんですけれども。

これはどういうことか，ちょっと教えていただけますか。

議長 事務局。

農政課 ご説明いたします。

こちらの8番ですね，貸付者と借受者が同一人物となってございますが，こちらは間に中間管理機構の園芸協会を挟んでいるものでして，実際の形としては，まず，●●さんの持っている土地も含めて，今回，中間管理事業する上で，まず，このエリアのいろいろ3条であるとか，農地法3条で利用権設定だとか，それからもしかすると，この後いろいろ出てきますけれども，相對契約なんていうのもあるかもわからない。そういったものを，自作地も含めて全て園芸協会さんのほうに，まず，貸し付けをお願いしました。

その後，実際，このあたりは●●さんが中心となっているということで，園芸協会さんのほうから●●さんのほうに借り受けを，今度お願いしたような形になっております。

具体的には，今回は中間管理事業を始めて，まずこの地域の農地の集積，いわゆる田んぼと田んぼが余り離れていると，実際やりづらいというところで，そういったことを今後最終目標として，なるべく1

カ所に集まったようなところで田んぼを集積していきたいと考えておりまして、そのためには実際自作というところもあるんですけども、そちらも園芸協会中間管理機構のほうを通していただいて、例えば、今後このエリアからどんどん、この中間管理事業が広がっていくと思います。その際、例えば離れた場所を持っているんだということであれば、また中間管理機構を通して、恐らく自作地もあると思いますけれども、この登録している土地を交換するような形で、なるべくやりやすいように集めていければという中での、まずスタートの段階という捉え方です。

それと、もしかすると、例えば何か借受者のほうで、もしくは周りの農地で、もうできなくなってしまったよということ、今までだと一度解約して、今度、貸付者のほうがもう一回、誰か借受者を探さなきゃいけないということはあったと思うんですけども、今はこれは全て中間管理機構のほうに、園芸協会のほうに登録されている状態になっていますので、こちらは例えばかなりの面積ありますけれども、これは今把握している中でより近くの農業があれば、そちらのほうに園芸協会から、受けられませんかというような斡旋もすることが可能なので、そういった点でも農地を守れるというふうにして、今回、自作地も含めて全て出しているような形になっています。

よろしく願いいたします。

議長 それでは、今の説明だと、借りたい土地があって、借り手がその土地を借りたいんだというのであれば、今までのようにそれを借り受けられる。一応、協会には登録はするんだけど、それはできるということですか。

農政課 はい。今までどおりでお願いしたいという、貸付者のほうで今までどおりお願いしたいということであれば、それは園芸協会のほうで、本当はこっちのほうが近いから、こっちを貸すよなんていうようなことはしないで、今までどおりの貸し借り契約は可能でございます。

議長 おおよそは理解できるんですけども、自作地を、要するに第三

機関である中間管理機構にやれば、これはもうそこで個人の土地でなくなっただけ。だから、自分の土地も集積でカウントされるというふうに理解していいのかな。

農政課 はい。

議長 非常に利用集積があって、今度は中間管理機構が出てという二本立てだと思うんですけども、市としてはどっちがどうなんですか。

農政課 これは本当に場合によってだと思うんですね。いわゆる今後エリアを広げてやっていくという話をしましたけれども、その中でも、例えば自分はこれ以上広げる気はなく、例えば今の現状をずっと続けていくんだという場合は、中間管理機構なんかに出してしまうと、それはそれで、また今度どんどんお願いします、お願いしますというような形になってしまうので、それではなくて、正式に市の手続を踏んで貸し借りするというのであれば、利用権なんかはすごく便利なものだとは思っています。

議長 本来の中間管理機構の機構であれば、交換であったり、ある程度その地域をあれして集積するというのが本来の目的だと思うんですよ。だけれども、手続上、今回みたいな形も出てきちゃうということですね。

農政課 これも、今この弁天下を一部やりましたけれども、例えばこれをやって、ここの地域は終わりじゃなくて、ここの地域についても、より一層話し合いというのはしていかないと、まとまることがないんじゃないかと思うんですね。ここを広げるについて、このやったところというのも今後注意していかないといけないとは思っています。

議長 林委員。

林委員 ちょっと細かくて見えないところがあるんですけども、千葉県園芸組合ですか、中間管理機構が中に入っているって、同

じ方が同じ方に貸しているということはわかったところなんですけれども、権利形態ですか、使用貸借と賃貸借と読むんですか、細かい字で読めないんですけれども、こちらは賃貸料は全く同じであって、使用形態が違うということで、こういったことについてのご説明をいただきたいと思います。

議長 農政課。

農政課 ご説明いたします。

権利形態が、賃貸借の場合は何らかの対価が生じます。使用貸借の場合は無償です。今回のケースは、借受者と貸付者が違う場合は賃貸借。借受者と貸付者が同一人物の場合は使用貸借となっております。

議長 ほかに質問ございませんか。

秋谷（幸）委員 園芸協会から、まとめることによつての補助金とか、何らかのそういうものがあるんですか。

議長 農政課。

農政課 園芸協会から、国の補助金なんですけれども、例えば中間管理事業に取り組んだエリアに関しては、その補助金の条件に合えばそのエリアに対して、補助金が出る場合があります。

エリアに対してというのは、個人に対してではなくて、その事業に協力した人の中でどういう使い方をするかというのを話し合っていたら、例えば、わかりやすく全員で分けちゃうという方法も1つですし、もしくは例えば水路の整備なんかに使ったり、今後、災害があったときのために何か残しておこうというのも方法なので、そういったケースもあると思います。

あともう一つ、またもう一種類ありまして、こちらは、今のこのエリアの中でやっている人で、田んぼを持っているけれども、もう自分は田んぼをやめちゃうよという人に対しては、その田んぼを全部中間管理機構に対して貸し出した人に対しては、その個人に対してまた補

助金が出る場合もございます。

議長 今回のエリアはどこまで。

農政課 高速の有料道路のおりていった信号の左側から、花野井に入る手前までがエリアになっております。エリアの総面積は、畑も入っておりますので、およそ100haでございます。その中で今回、中間管理事業として貸し出し、借り受けされたのが、およそ31haとなっております。よろしくお願いいたします。

議長 わかりました。

ほかに質問ございませんか。

(発言する声なし)

議長 ないようでしたら、承認をしたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長 それでは、議案第4号(その1)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

成嶋委員の除斥を解除いたします。

(成嶋委員入室)

議長 次の議案、議案第4号(2)の審議に入ります。

議案第4号(その2)につきましては、染谷茂委員が農業委員会等

に関する法律 31 条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(染谷茂委員退席)

議長 それでは、審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課。

農政課 第 13 番から第 15 番まで、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。

千葉県園芸協会から賃借権及び使用貸借の設定を受ける者は、船戸在住の農業者で、弁天下の田 8 筆、合計面積 1 万 9, 617 m²に新規で賃借権及び使用貸借権を設定するもので、設定期間は 10 年です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、議案第 4 号(2)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

染谷委員の除斥を解除いたします。

(染谷茂委員入室)

議長 次に、議案第4号(3)の審議に入ります。

議案第4号(その3)につきましては、飯塚委員が農業委員会等に関する法律31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(飯塚委員退席)

議長 それでは、審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課。

農政課 第16番は、花野井在住の農業者が、新利根の田2筆、合計面積5,315㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

こちらは中間管理事業の案件ではございません。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

この件については、農政課さんは、先ほどのような管理機構の事業の説明はされましたか。

農政課 こちらについては、中間管理事業でということではお話しさせていただいてはおりません。

ただ、こちらと同じ遊水地内の地域ですので、今後エリアを広げていこうという場合、事業の要件に合う場合はこちらの方のやっているようなところもお願いは、是非させていただこうと思っております。

議長 エリアの指定外だと、補助金はないということですか。

農政課 はい。

議長 そのエリアの設定については、どういうふうなあれがあるの。

農政課 今回のような中間管理事業のエリア設定は、人・農地プランの座談会の中で様々な事業要件を検討頂き、地権者の方々の賛同を得てエリア指定の手続きを進めて行く形になります。

議長 わかりました。

ほかに質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、承認をいたします。

議案第4号(その3)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

飯塚委員の除斥を解除いたします。

(飯塚委員入室)

議長 次の議案第4号(4)の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課。

農政課 まず、少し飛びまして、第17番は、こちらは柏在住の農業者が、大島田の畑1筆、面積2,676㎡に新規に賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

第17番を除く、第11番から第53番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は全て千葉県園芸協会です。

千葉県園芸協会から賃借権及び使用貸借の設定を受ける者は、布施在住の農業者8名、花野井在住の農業者1名で、弁天下の田65筆、畑14筆、合計面積19万8,887㎡に新規で賃借権及び使用貸借権を設定するもので、設定期間は5年及び10年です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問ございませんか。

岡田委員 これは田んぼも畑も、どちらも補助金出るんですか。

農政課 どちらも出ます。ただし、これはエリアに対しての計算になりますので、エリアの中に田んぼもしくは畑が入っていれば計算の対象になります。

伊原委員長 これは46番の●●さんというのかな、これは一応、共同名義でも1人の名義にまとめたということですか。

農政課 こちらはもとの名義の方がお亡くなりになられた直後だったので、法定相続人全てのお名前が入っています。

岡田委員 これは面積って関係あるんですか。中間管理機構がやろうとした場合の面積って関係あるんですか。

議長 農政課。

農政課 面積の下限はございません。

成嶋委員 達成率はどのくらいの達成率になりましたか。

農政課 全体約100haの中で、今回31haとなっていますので、3割ちょっとぐらいです。

中台委員 エリア以外の、例えば田んぼですよね、その中で中間管理機構に貸した場合には10a当たりの補助金というか、あれは出ますか。

農政課 エリア以外、例えば今まだ新利根のほうはエリアに入っていないので、こちらで出された場合は地域に対して幾らというのは出ないです。

中台委員 個人でも。

農政課 個人の方は出ます。ただ、それは、それまで貸付者が1年間以上、自作していることが前提条件となりますので、例えば今、実際にもう貸してしまっているものを仮に中間管理事業に出しても、それはリタイアしたとは言えないので、補助金は出ない形になります。

議長 ほかに質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、承認をいたします。

議案第4号(その4)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、それでは議案第4号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労様でした。

(農政課職員退席)

議長 次の議案に入ります。

議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等利用状況の確認について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。高橋事務局長。

(議長の指名で高橋事務局長が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、審議に入ります。

調査結果の報告を事務局に求めます。事務局。

事務局 それでは、議案第5号についてご説明いたします。

別冊の「議案第5号資料」に明細が出ておりますので、あわせてごらんください。

今回の対象者は、総会資料の15ページのとおり9名となっております。特例農地は延べ68筆で、面積は全体で9万4,478㎡です。現況確認を事務局で行いましたので、ご報告いたします。

まず、第1番の方は、柏市大井在住の農家の方です。別冊資料の1ページから4ページをごらんください。

特例農地は21筆で2万3,196㎡あり、いずれもみずから農地として使用されております。

次に、2番は、柏市岩井在住の農家の方です。別冊資料の5ページから7ページをごらんください。

特例農地は13筆で2万4,369㎡あり、いずれもみずから農地として使用されております。

次に、3番は、柏市豊四季在住の農家の方です。別冊資料の8ページをごらんください。

特例農地は2筆で1,969㎡あり、いずれもみずから農地として使用されております。

次に、4番は、柏市鷲野谷在住の農家の方です。別冊資料の9ページから11ページをごらんください。

特例農地は13筆で1万9,158㎡あり、いずれもみずから農地

として使用されております。

次に、5番は、柏市泉在住の農家の方です。別冊資料の12ページをごらんください。

特例農地は3筆で5,995㎡あり、いずれもみずから農地として使用されております。

次に、6番は、柏市塚崎在住の農家の方です。別冊資料の13ページをごらんください。

特例農地は3筆で1,501㎡あり、いずれもみずから農地として使用されております。

次に、7番は、柏市大井在住の農家の方です。別冊資料の14ページをごらんください。

特例農地は4筆で4,033㎡あり、いずれもみずから農地として使用されております。

次に、8番は、柏市岩井在住の農家の方です。別冊資料の15ページをごらんください。

特例農地は6筆で1万2,473㎡あり、いずれもみずから農地として使用されております。

最後に9番は、白井市平塚在住の農家の方です。別冊資料の16ページをごらんください。

特例農地は3筆で1,784㎡あり、いずれもみずから農地として使用されております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

何か質問ございますか。

林委員。

林委員 1番のことなんですけれども、これはほかのところと違っています、現在の平米数と申請時の平米数がちょっと違っているところなんですけど、こちらは現在はこうだけれども、申請時はこうだったという、そういう意味でよろしいのでしょうか。

議長 事務局。

事務局 まず、現在の平米数につきましては、これは公簿、要するに登記簿の面積が記載されてございます。申請時の面積につきましては、ちょっと税務署からこれは示されたものですので定かではございませんけれども、端数がついておりますので、恐らく実測面積か何か、それに近いものではないのかなと想像いたします。面積としては0.44㎡違ってございますけれども、なぜ、その僅かな面積が違っているかということについては、はっきりしたことはわかりませんでした。ただ、現況としては公簿の面積を記載させていただいております。

議長 よろしいですか。

ほかに質問ございませんか。

程田委員 ちょっと参考に。

これは、納税猶予を受けて何年になるという。

事務局 およそ20年、今回最後の確認になっております。いずれ20年前後たっております。

議長 ほかに質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、承認をいたします。

議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議案審議は全部終了いたしました。

議長 次に，報告事項がございますので，一括して事務局に説明を求めます。事務局。

（議長の指名で事務局が報告事項を説明）

議長 いずれも報告事項でございますので，ご了解を得たいと思います。

1 1月の予定を申し上げます。

1 1月1日（水），1 1月2日（木）が調査会で，1 1月1日は午前9時から，1 1月2日は午後1時から，別館第5会議室でございます。担当は農地第1調査会です。

1 0日（金）が総会で，午後2時から別館第5会議室でございます。慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして，第29回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

（午後 3時50分閉会）